

各部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長 殿
公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長

平成29年度予算の編成について（依命通達）

これまでの行財政改革の取組により、収支不足が大幅に縮小するなど、本県財政は、フローとしては一時期より改善したものの、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増などから今後も収支不足が見込まれている。また、ストックとしても、通常分の県債残高はこれまでの行革により着実に減少しているものの、臨時財政対策債を含めた県債残高全体では高止まりするなど、引き続き予断を許さない状況にある。

今後、教育県岡山の復活や産業の振興・雇用対策など本県が直面している課題をはじめ、人口減少問題への対応や、今後発生が見込まれる南海トラフ巨大地震の際の防災拠点となる庁舎等の耐震化など、社会経済情勢の変化を捉えた施策を積極的に展開していくためには、これまでの行革の取組の成果を維持するとともに、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめとした歳入確保に努め、財政運営の健全化を図る必要がある。

さらには、地方分権改革に伴う国と地方の役割分担の見直し、国による各種制度の変更等に的確に対応することも求められている。

このような状況の中、平成29年度は、既に現時点の見込みにおいて、39億円程度の収支不足が見込まれているところであるが、「生き活き岡山」の実現に向けたこれまでの取組により、広がり始めた好循環の流れを加速させるため、内容の充実と強化を図りながら現在策定を進めている「新晴れの国おかやま生き活きプラン（仮称）」の初年度であり、「成果が実感できる県政」を力強く推し進めるための予算編成とすることを基本方針とする。

以上のような基本認識を踏まえ、平成29年度予算編成については、次の事項に留意のうえ、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

記

1 全般的な事項

- (1) 「岡山県行財政経営指針」を踏まえた予算要求を行うこと。
- (2) 現在策定中の「新晴れの国おかやま生き活きプラン（仮称）」に掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略などに基づき重点的に推進する施策・事業、おかやま創生の実現に向けた施策・事業については、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分することとする。

このため、予算要求に当たっては、別紙「平成29年度重点的に推進すべき施策に関する方針」を踏まえ、本県のさらなる発展に向けた好循環を確実なものとし、全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向けて実効性の高い施策・事業について、プライオリティーを付け、既存事業のスクラップ・アンド・ビルトを図りながら積極的に取り組むこと。
- (3) 各部局を横断する施策・事業の推進に当たっては、各部局の関連施策事業を相互に把握するとともに、政策推進会議等における協議結果を踏まえながら、関係部局が連携して取り組むこと。
- (4) 要求に当たっては、物価や賃金上昇などを踏まえ、さらなる効率化等の工夫により必要な財源を確保するなどした上で、上昇分を適切に要求に反映させること。
- (5) 事業再点検に関する有識者会議からの報告を踏まえ見直しを行ったものについては、その結果を適切に反映させること。
- (6) 現場の実情を十分に踏まえ、時代の変化に即座に対応し、県民の求めるタイミングで行政サービスを提供するなど、スピード感のある県政の推進に努めること。また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。
- (7) 事業選択に当たっては、民間や市町村の役割分担に留意し、広域自治体たる県としての責任を有するものや県の戦略に沿ったものに重点化すること。
- (8) 正確な需要予測や費用推計をもとに分析を行うとともに、多様な施策の中から施策目的の達成に最適な事業を選択すること。
- (9) 受益者負担の観点から適切な自己負担を求めるべきものなどについては、事業の制度設計の際に留意すること。
- (10) 要求に当たっては、必要に応じ、市町村や関係機関等との調整を適切に行うこと。
- (11)さらなる創意工夫を凝らし、引き続きあらゆる歳入確保対策に全力で取り組むこと。
- (12)予算要求に当たっては、国の動向等、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (13)今後、国の予算編成及び地方財政措置等が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、あらためて通知することも考えられるので留意すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の経済動向、地方税制

の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込額を算定すること。

また、収入率の向上のために、特別徴収を推進するとともに、差押え並びに公売及び取立の迅速化など滞納整理等を積極的に行っていくこと。

- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額の確保を図ること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の緊急性度、効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。
- (5) 使用料、手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の適正化を図ること。
- (6) 財産収入については、未利用・低利用の県有資産等についてはあり方を検討し、保有する意義の少ないものについては、積極的に売却するとともに、貸付等、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金、負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
- (8) 寄附金については、一定額以上の寄附者に対する謝礼として、特產品等の贈呈を始めたことを踏まえ、ふるさと納税制度のさらなる普及啓発や、おかやま創生の実現に向けた施策・事業への企業版ふるさと納税制度の活用に努めること。
- (9) 諸収入及びその他の収入については、宝くじの販売促進等積極的に収入の確保に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。
- (10) 県税以外の滞納債権については、一層の縮減に努めること。また、払いたくても払えない者等に対する一定の配慮に留意しつつ、債権対策室とも連携し、本県が一丸となり組織を上げて最大限回収することとしたうえで、的確な見積もりを行うこと。
- (11) 事業実施のための新たな寄附金の獲得や広告事業収入など、部局独自に新たな歳入確保対策に取り組むことにより、一定の効果が認められる場合には、財政当局と協議の上、効果額の全額を要求上限に加算を認める。

3 歳出に関する事項

- (1) 「岡山県行財政経営指針」等を踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求を行うこと。
 - ア 義務的経費
過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。
 - イ 一般行政経費（事業費・運営費）
別紙「平成29年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果などの観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

上記施策・事業等の財源を確保するために、

- ・ 事業費について、単県医療費公費負担などの社会福祉の見地から支出される経費や、協定や契約に基づき負担額があらかじめ決められている経費など、その性質が義務的経費に準ずる経費のうち、財政当局が認めたものについては要求上限を設けないこととする。その要求に当たっては義務的経費と同様に必要最小限での要求とすること。

上記の準義務的経費以外の経費については、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底などにより、一般財源ベースで平成28年度当初予算額の97%（産業労働部、教育委員会は平成28年度当初予算額）を要求上限とする。

なお、この要求に当たっては、安易に削減率を一律にかけるといった手法をとらないよう努めること。

また、上記基本方針を踏まえ、既存の施策・事業について行政評価の実施結果などを基に積極的な見直しを行うことにより、少なくとも一般財源ベースで平成28年度当初予算額の5%以上の事業について廃止又は発展的に組み替えること。

さらに、産業労働部、教育委員会については、重点的に推進する施策・事業等を積極的に要求することとし、要求内容については、十分に財政当局と協議・調整を行うこと。

- ・ 運営費については、これまでの行革による見直し内容の維持、コスト意識を持った調達方法の検討や見積方法の検証、経費節減の徹底などにより、事業費ベースで平成28年度当初予算額を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するもので財政当局が認めたものは、所要額の要求を認めることとし、その他修繕経費等は、原則として要求上限内での要求とする。

ウ 投資的経費（公共事業等費）

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を進めるため、補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債+一般財源）ベースで平成28年度当初予算額を要求上限とする。

なお、維持修繕経費は、原則として一般財源ベースで平成28年度当初予算額の110%までの要求を認めることとし、110%を超える要望がある場合には、柔軟に対応する。その際、充当する特定財源の総額は平成28年度当初予算額を上限とする。

このほか、一定規模以上の建築公共事業（警察本部庁舎整備）は個別管理とし、必要所要額を精査した上で要求を認める。

また、施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めたものについて、所要額の要求を認めることとする。

(2) 上記要求基準に併せ、次の点に留意のうえ要求を行うこと。

ア 義務的経費については、必要最小限の所要額とし、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・ 人件費については、組織の簡素化、職員数削減などに応じ必要最小限を見積もること。

　なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。

- ・ 公債費については、近年の金利水準を踏まえ、金利変動リスクを勘案しつつ、適切な要求を行うこと。
- ・ 社会保障関係費については、社会保障制度改革など国の動向に十分留意し、要求を行うこと。

イ 一般行政経費（事業費）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- ・ 国庫補助事業においては、新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要度、緊急度を十分検討のうえ、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。
- ・ 補助率の変更等による任意の県費つき足しなどは行わないこと。
　また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。
- ・ 県単独の補助金や貸付金については、必要性・緊急性・効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定すること。
- ・ 負担金については、特に法的根拠に留意することとし、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては廃止・縮減を図ること。

ウ 一般行政経費（運営費）については、電気料金をはじめ、可能なものについては競争入札を取り入れるなど、あらゆる創意と工夫を凝らし、消耗品や備品費、賃金など事務関係経費の節減に最大限の努力を払うものとし、必要最小限の要求を行うこと。

　また、維持管理経費の縮減や資産の有効活用、遊休資産の売却を促進するため、ファシリティマネジメントの取組を推進すること。

エ 投資的経費（公共事業等費）については、事業の必要性や熟度、費用対効果、地方負担額の状況、内示見込額等を勘案のうえ、見積もること。

　また、アセットマネジメント手法を活用するなど、計画的な維持修繕、大規模施設の長寿命化等将来にわたって適切な管理を行い、公共施設の維持修繕費・更新費の最小化・平準化を図ること。

- (3) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更及び保守・運用など情報化に関する予算要求については、情報政策課に協議し、十分調整を行うこと。
- (4) 包括外部監査、行政評価、公共事業評価、大規模施設建設事業評価、試験研究機関の外部評価など各種評価結果に基づき施策及び事務事業を徹底して見直し、改善を加え、適切な要求を行うこと。

4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、真に必要なものに限定すること。

また、消費税及び地方消費税の率については、引き上げ時期が延期となり、平成31年10月1日から10%へ改正される見込みであることから、それ以降の債務負担行為を新たに設定する場合については、改正後の税率で適切に見積もること。

5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図ったうえで一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化、能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図るうえからも料金等の適正化を検討すること。

平成29年度重点的に推進すべき施策に関する方針

現在策定を進めている「新晴れの国おかやま生き活きプラン（仮称）」（以下「新プラン」という。）及びおかやま創生総合戦略を総合的、効果的に推進するため、平成29年度において重点的に推進すべき施策については、次のとおりとする。

1 基本方針

新プランの初年度であることから、各戦略プログラムに掲げる目的達成に向け力強く踏み出し、広がり始めた好循環の流れを加速させるとともに、喫緊の課題である人口減少問題を克服し、本県の持続的発展に向けた確実な道筋を示すため、新プラン及びおかやま創生総合戦略に基づく施策・事業について、現プランの成果を踏まえつつ、時代の潮流の変化や県民等のニーズを的確に把握し、県が果たすべき役割を明確化した上で、市町村をはじめ、様々な主体との連携にも留意しながら、施策・事業の一層の重点化を図る。

2 重点的に推進すべき施策

（1）教育県岡山の復活

①教師の教える技術の向上と子どもの学習時間の増加

（施策例）

学力状況の把握とエビデンスを踏まえた授業改善、教師の学習指導環境の整備、高等学校の学力向上の推進、キャリア教育の推進 等

②子どもたちが落ち着いて学習できる環境整備

（施策例）

就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続の推進、不登校・長期欠席対策の推進、児童生徒の問題行動等への対応強化、学校警察連絡室活動の強化 等

③子どもたちの豊かな心の形成

（施策例）

スマホ・ネット対策の推進、学校内外における中高生の活躍の場の創出 等

④グローバルな視点を持ち、様々な分野で活躍する人材の育成

（施策例）

海外留学の促進、グローバル人材育成のための体制強化、教員の力量アップ、地域への愛着を持った人材育成 等

(2) 地域を支える産業の振興

①戦略的な企業誘致の推進

(施策例)

新規企業誘致や既立地企業の投資の促進、操業環境の情報発信、新たな産業団地の開発 等

②中小企業等の稼ぐ力の強化

(施策例)

成長力ある地域企業の支援、オープンイノベーション活用の促進、中核人材の育成・確保、サービス産業の生産性向上 等

③滞在型観光の推進とインバウンドの拡大

(施策例)

晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーンのアフターキャンペーンの展開、ターゲットを明確にした観光PRの展開、事業者向け情報発信の強化、外国人観光客の受入環境の充実 等

④農林水産物のブランド確立と供給体制の強化

(施策例)

高品質な農産物の生産拡大の促進、担い手の確保・育成の推進、国内外でのブランド力の強化、県産材の需要拡大と収益性向上、効果的な鳥獣被害防止対策の推進 等

⑤県内への人材の還流・定着の促進

(施策例)

プロフェッショナル・エキスパート人材の確保支援、県内外の大学生等の県内就職支援の充実、若者の職場定着の推進 等

(3) 安心で豊かさが実感できる地域の創造

①保健・医療・福祉の充実による安心し自立して暮らせる社会の実現

(施策例)

地域における医療・介護提供体制の充実、幸福な長寿社会実現の推進、発達障害のある人のトータルライフ支援、受動喫煙防止の推進 等

②若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境づくりの推進

(施策例)

結婚支援の推進、満足度の高い妊娠・出産等への支援 等

③誰もが安心して子育てできる環境の充実

(施策例)

待機児童の解消、ひとり親家庭の自立支援、子どもの貧困対策の推進 等

④南海トラフ地震等に備えた地域防災力の強化と県域の強靭化の推進

(施策例)

支援物資物流体制の強化、高潮災害・洪水災害対策の推進 等

- ⑤犯罪抑止対策等の推進による安心して暮らすことができる社会の実現
(施策例)
 - 交通事故対策の推進、サイバー犯罪対策の推進 等
- ⑥中山間地域等の活力創出と移住・定住の促進
(施策例)
 - 生き活き拠点（小さな拠点）の形成促進、移住・定住の促進に向けた受入体制の整備、相談窓口の整備充実、情報発信の強化 等
- ⑦循環型社会の形成等による快適な生活環境の保全
(施策例)
 - 県民総参加による温暖化対策の推進、新エネルギーの導入拡大 等
- ⑧文化、スポーツ活動の振興等を通じた豊かで潤いのある暮らしの創造
(施策例)
 - 東京オリンピック・パラリンピックに向けた、トップアスリートの育成やキャンプ地誘致の推進、地域の特色を生かした文化イベントの展開 等
- ⑨認知度向上と岡山ブランドの確立に向けた総合的な情報発信力の強化
(施策例)
 - 首都圏アンテナショップでの情報発信の推進、マスメディアを活用した情報発信力の強化、海外に向けた魅力発信 等

(4) おかやま創生推進連携プロジェクト

おかやま創生の実現に向け、おかやま創生総合戦略に掲げる基本目標に沿って、「連携」をキーワードとした、新たなプロジェクトに取り組むものとする。

- ①人口減少ストッププロジェクト
(施策例)
 - 男女の出会いの場の創出、移住・定住の促進、働き方改革の推進を通じた子育てしやすい環境の整備 等
- ②地域の経済力確保プロジェクト
(施策例)
 - 業種や業界の垣根を越えた技術革新への対応、農林水産物のマーケティング強化 等
- ③地域の活力創出プロジェクト
(施策例)
 - 地域資源の魅力アップ、首都圏等との交流促進 等
- ④地域課題ソリューション支援プロジェクト
(施策例)
 - 市町村の地域課題に対するソリューションと事業化モデルの開発支援